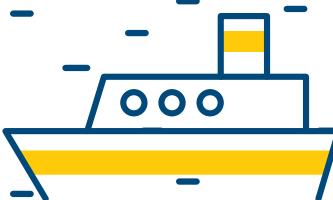




# 海上無線に 関するご案内



総務省

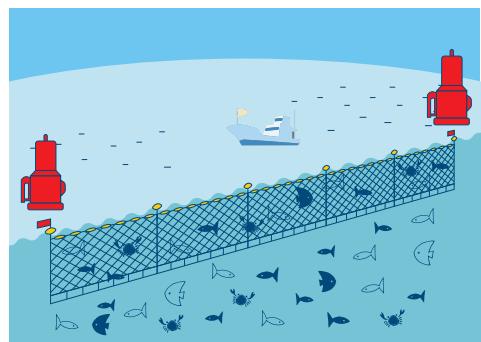
## 1 船舶地球局の設置が義務化されました！

2024年1月1日、SOLAS条約の改正により、A3海域以降を航行する義務船舶局等は船舶地球局の設置が義務化され、今後新造や設備更新を行う船舶は、必ず船舶地球局を搭載する必要がございますので、最寄りの地方運輸局等の検査機関までお問い合わせください。

## 2 AISの不適切使用にご注意ください。

### 国際問題

近年、漁網にAIS（船舶自動識別装置）を取り付けて位置情報を取得するという不適切な使用事例が報告されており、国際的な問題に発展しています。



### AISの用途

船舶の航行安全を確保するための装置であり、船舶の位置・進路・速度などの情報を他船や陸上局に自動的に送受信することで、衝突防止や交通整理に役立つものです。漁網などの漁具に取り付けて使用することは、国際的な通信ルールに反する可能性があり、誤認や混乱を招く恐れがあります。



### AMRD（自律型海上無線機器）

漁網等に設置可能な識別装置として「AMRD（自律型海上無線機器）」の制度化が検討されています。AMRDは、AISとは異なる運用を前提とした装置であり、漁業活動に適した通信手段として期待されています。

令和8年度以降、AMRDの制度が整備される予定ですので、漁具への識別装置の導入を検討されている方は、AMRDの活用をご検討ください。

## 3 EPIRB（衛星非常用位置指示無線標識）の適切な処理にご協力ください。

EPIRBを搭載した無線局を廃局する際に、EPIRBのMMSIの削除や電池を抜き取るなどの適切な措置を取らなかったために、遭難信号が発射され、海上保安庁や海上自衛隊、航空事務所などから申告が寄せられる事例が見受けられます。

無線局を廃局する際には、MMSIの削除や電池を抜き取るなどの適切な措置を取る必要があります、そのまま放置すると、浸水・衝撃、適切なメンテナンスがなされないことによる故障などで装置が誤作動を起こし、遭難信号を発射する可能性があり、また、空中線の撤去をしなかった場合や電池を抜き取らなかった場合は電波法違反にもなります。特に廃局した無線局からの遭難信号電波の誤発射は、廃局したEPIRBと同MMSIが新しく付与された船舶のEPIRBの判別ができないために安全確認に時間がかかるなど、捜索救助活動に影響を与えますので、適切に処理いただくようにお願いいたします。



## 4 國際VHFチャネルが4桁に変更されます！



国際海事機関（IMO）の決定により、2028年1月1日から国際VHFのチャネルが現在の2桁から4桁に変更されることが正式に採択されました。ご使用されている機器の換装やソフトウェアアップデートが必要になりますので、今後ご留意ください。

## 5 法定設備の搭載義務化の対象の拡大

船舶安全法が改正され、令和7年6月1日から法定無線設備（業務用無線、衛星電話）の搭載義務の対象船舶の範囲が拡大しました。

従来の「旅客定員13人以上の船舶」に加えて、「旅客定員12人以下で、海上運送法の適用を受け人の運送の用に供する船舶」に業務用無線（VHF無線電話、MF無線電話、27MHz帯無線電話及び400MHz帯無線電話等）又は衛星電話の設置が新たに義務付けられました。ただし、航行範囲等によって、搭載の有無や必要な設備が異なりますので、詳しくは最寄りのJCI等の検査機関までお問い合わせください。

なお、業務用無線を法定無線設備にする場合は、運航中、常に船舶の運航に関する通信が出来る陸上の海岸局に加入している必要があります。その際、船舶局及び海岸局の無線局免許の変更（通信の相手方や通信事項等）が必要な場合もありますので、電波法に関するお手続きについては最寄りの総合通信局にお問い合わせください。

参考URL : [https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_mn6\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html)



## 6 無線局の免許状がデジタル化されました！

令和7年10月1日より、無線局の「紙の免許状」を廃止し、免許人が免許記録（免許の内容）をインターネットで閲覧できるようになりました。希望者には免許事項証明書（免許記録に記録されている事項を証明した紙）を交付します（総務省への請求及び手数料が必要です。）。船舶局等には、免許記録の写しを印刷したもの又は免許事項証明書を掲示してください（お手持ちの免許状は、免許事項証明書とみなされます。）。

また、令和7年10月1日から、無線局の免許状のデジタル化に併せて申請手数料等の改正等がありましたので、申請等の際はご注意ください。

参考URL : <https://www.tele.soumu.go.jp/j/proc/diglic/index.html>



## 7 無線局定期検査実施通知書の確認をお願いします！

総合通信局では、無線機器の定期検査に関する通知書を、対象となる船舶の免許人宛に送付しています。この通知書には、検査の実施時期や必要な手続き、注意事項などの重要な情報が記載されています。見落としや未確認のまま放置すると、検査未実施による行政指導や運用上のトラブルにつながる可能性があります。

### ポイント

- ・通知書が届いたら、必ず内容を確認し、記載された期限や手続きに従って対応してください。
- ・検査対象となる無線機器の種類や設置状況を事前に確認しておくと、スムーズな対応が可能です。
- ・ご不明点がある場合は、最寄りの総合通信局へ早めにお問い合わせください。

## 8 無線機器の自主点検と海岸局との通信確認を習慣に！

船舶に搭載されている無線機器は、日常的な点検と定期的な通信確認を行うことで、万が一のトラブルや緊急時に備えることができます。

特に、海上での通信は命に関わる重要な手段です。海岸局や船舶局との定期的な通信確認を行うことで、機器の正常動作を確認できるだけでなく、通信体制の維持にもつながります。

### ポイント

- ・無線機器の電源・アンテナ・送受信機能の点検を定期的に行う
- ・海岸局や船舶局との定期的な通信テストを実施し、通信状態を確認する
- ・異常があった場合は、速やかに整備・修理を行う

## 連絡先

都道府県	住 所	電 話
北海道	〒 060-8795 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎 北海道総合通信局 無線通信部 航空海上課	011-709-2311 内線 : 4635
青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島	〒 980-8795 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 東北総合通信局 無線通信部 航空海上課	022-221-0659
茨城、栃木、群馬、埼 玉、千葉、東京、神奈川、 山梨	〒 102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 23 階 関東総合通信局 無線通信部 航空海上課	03-6238-1747 (レジャー船・漁船) 03-6238-1745 (上記以外)
新潟、長野	〒 380-8795 長野県長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎 信越総合通信局 無線通信部 無線通信課	026-234-9982
富山、石川、福井	〒 920-8795 石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎 6 階 北陸総合通信局 無線通信部 無線通信課	076-233-4451
岐阜、静岡、愛知、 三重	〒 461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第三号館 6 階 東海総合通信局 無線通信部 航空海上課	052-971-9180
滋賀、京都、大阪、兵庫、 奈良、和歌山	〒 540-8795 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 4 階 近畿総合通信局 無線通信部 航空海上課	06-6942-8541
鳥取、島根、岡山、広島、 山口	〒 730-8795 広島市中区東白島町 19-36 中国総合通信局 無線通信部 航空海上課	082-222-3345 (漁船以外) 082-222-3349 (漁船)
徳島、香川、愛媛、 高知	〒 790-8795 松山市味酒町 2 丁目 14-4 四国総合通信局 無線通信部 無線通信課	089-936-5021
福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島	〒 860-8795 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 (A 棟) 11 階 九州総合通信局 無線通信部 航空海上課	096-326-7838 (漁船以外) 096-326-7840 (漁船)
沖縄	〒 900-8795 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 3 号館 4 階 沖縄総合通信事務所 無線通信部 無線通信課	098-865-2305



### 総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課

〒 100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

Tel : 03-5253-5901 Fax : 03-5253-5903 <https://www.tele.soumu.go.jp/>

